

令和6年1月15日

お客さま各位

湘南信用金庫

「当座勘定規定」および各種「カード規定」の一部改定について

平素は、湘南信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、「当座勘定規定」および各種「カード規定」の一部改定を下記のとおり行いますので、お知らせいたします。なお、改定後の各種規定は、改定前からお取引いただいているお客さまへも適用されますので、ご承知おきください。

記

1. 改定日

令和6年2月21日（水）

2. 改定する規定および内容

(1) 当座勘定規定

「ことら送金」取扱開始日以降は平日夜間や土日祝日等においても、個人顧客の当座預金を含む預金口座への入金（着金）が可能\*となることから、「呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。但し、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとします」の旨を追加します。

(※)「ことら送金」によるものに限られ、モアタイム振込は対象外です。

(2) デビットカード取引規定

① 「1日あたりのカードの利用額は、カード規定による預金の払戻金額を含みます。」とします。

② 地公体等公的機関の間接加盟方式導入対応等に伴う「公金納付規定」を追加します。

(3) キャッシュカード規定

「カードの所有権は当金庫に帰属し、本人に貸与するものとします」の旨を追加します。

(4) 法人カード規定

① 「カードの所有権は当金庫に帰属し、代表者に貸与するものとします」の旨を追加します。

② キャッシュカード規定と記載項目の平仄を合わせるため規定内容を一部改定します。

以上

※改定後の当座勘定規定は「当座勘定規定」、各種カード規定は「カード規定集」からご確認ください。

また、ご不明な点につきましては、当金庫本支店の窓口にお問い合わせください。